

「想定外」に鍛えられる日々

会員 神原 あゆみ



はじめに

弁護士になってから早くも半年。業務の日々は、驚きと発見、そして自戒の連続である。想像力の乏しさも手伝って「想定外」の事態に直面することは日常茶飯事であり、そうした事態を打開すべくもがく毎日だ。初めて担当した刑事事件も、やはり「想定外」の連続であった。

初めての当番出動

当番第1号の事件は、バイクの酒酔い運転と呼気検査拒否被疑事件だった。被疑者は初老の男性で、初回接見の際、話がかなり聞き取りにくかった。これは被疑者の方言が聞き慣れないことにも起因するだろうが、聞けば被疑者は事件当時転倒して入れ歯がとれ、その入れ歯が証拠として押収されたため、入れ歯がない状態での接見になったという。入れ歯は物だが体の一部ともいえ、接見に支障があることを警察官に説明して返還を求めるという「想定外」の交渉から私の刑事弁護活動が始まった。(結局、入れ歯は逮捕から2日後に返還され、問題は解決した。)

無罪主張

被疑者は、警察官から「本件は目撃者もいるし、時間や距離からしてバイクで走ったとしか考えられない状況だった」と説明を受けたという。

しかし勾留の後起訴され、検察官請求証拠をみると、被告人の運転行為を直接目撃した者はおらず、被告人がバイクを押して歩いていた可能性につき合理的疑いが残る「想定外」の証拠関係だった。弁護人としては証拠不十分で争わなければならない事件であると覚悟した。

そして無罪を主張するにあたり、現場に情報収集に行くと、証拠としてレシートが出された飲食店のレジの時刻が時報とずれていた、現場付近の道路は予想以

上に勾配があったりと、新たな発見が多かった。

弁論要旨についても、先輩弁護士にアドバイスもいただき、裁判官に伝わりやすい弁論にすることを意識した。前提事実をまず列挙するという判決と似た構成にしたり、時間や距離等を中心に理由付けして主張に客観性を持たせるよう工夫した。

公判期日では、裁判長が検察官に追加証拠の提出を求め、当方の主張を聞いてくれたような場面もあったが、結局執行猶予付きの有罪判決が出た。現在控訴中だが、高裁裁判官が無視できない指摘ができるよう準備する日々が続いている。

判決直後

判決が出てから15分も経たない頃、被告人が裁判所の1階のロビーで私を引き留め、刑事事件と関係ない話を始めた。それは、被告人の息子の債務整理の相談だった。国選弁護人が他事件を受任することは適切でないと研修で習ったばかりだったので、クレサラ相談窓口の電話番号を教え、受任は丁重にお断りした。判決が出た矢先の相談であり、「想定外」の事態は間断なくやってくることを改めて実感した。

おわりに

今回の事件を通じていくつか「想定外」の事態があり、その対応を模索する過程で多くの収穫があった。

そして今回の収穫は、他の業務でも応用できるものだと思う。民事事件では、交渉の際、敵対している相手に当方から何か要求しなければならない場面がある。話に客観性を持たせて、水掛け論を避けること等は民事刑事問わず重要であると実感することも多い。

今回の事件での収穫を今後の業務を通じて身につけ、早く「想定外」の事態を想定して適切な対応ができる弁護士になりたい。